

平成27年 第4回（8月）定例会

県央県南広域環境組合

議会 会議録

平成27年 第4回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成27年8月24日 (1日間) 午前10時00分 開会

平成27年第4回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番	林田 勉	2番	本多 秀樹	3番	中野 太陽
4番	藤田 敏夫	5番	黒田 茂	6番	山口 喜久雄
7番	村川 喜信	8番	平野 利和	9番	上田 篤
11番	小嶋 光明	12番	馬渡 光春	13番	山口 隆一郎

2 欠席議員

10番 町田 康則

3 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管理者	宮本 明雄	副管理者	古川 隆三郎	副管理者	金澤 秀三郎
副管理者	松本 政博	事務局長	山本 博幸	総務課長	中村 明
施設課長	田中 金大	総務課課長補佐	鳥辺 伸一	施設課課長補佐	寺田 人生
監査委員	山崎 黄洋				

4 議会事務のために出席した者は、次のとおりである。

書記 蠣崎 真一 書記 濱崎 和也 書記 原野 聖

5 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

- 日程第1 副議長の選挙について
- 日程第2 議席の指定について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 会議録署名議員の指名について
- 日程第5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 議案第 7号 専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）
- 議案第 8号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度一般会計補正予算（第2号））
- 議案第 9号 県央県南広域環境組合余熱利用施設のんのこ温水センターの指定管理者の指定について
- 議案第10号 平成26年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（山口隆一郎君）

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成27年第4回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しております。

なお欠席届が、雲仙市の町田議員から提出されており、同じく雲仙市の平野議員から、出席が遅れる旨の連絡が入っておりますので、お知らせしておきます。

また、今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

次に、新たに組合議員として選出されました議員を御紹介いたします。

島原市議会議員 林田 勉 議員。

島原市議会議員 本多 秀樹 議員。

島原市議会議員 馬渡 光春 議員でございます。よろしく願いいたします。

なお、議事の進行上、ただいま御着席の席を仮議席といたします。

また、今期定例会におきましては、夏の省エネ対策の一環といたしまして、クールビズによる空調管理を行っております。議場での服装につきましては、

上着等の着用は各位の判断にお任せいたしますので、よろしくお願いたします。

この際、議長より傍聴人の皆様にお願申し上げます。

傍聴席入り口に掲示しております組合議会傍聴規則のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願いたします。

なお、報道取材のため撮影の申し出がありましたので、組合議会傍聴規則第7条の規定により特別に許可をいたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。管理者。

○管理者（宮本明雄君）

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成27年組合議会8月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御健勝にて御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

まず、施設の稼働状況から御報告を申し上げます。

本施設の稼働状況でございますが、施設は順調な稼働を継続しております。

ごみの処理量は、1日当たりおおむね240tから260tで推移しております。今後も、管内のごみ処理を安定して行うことができるよう、施設管理を行ってまいりたいと考えております。

また、余熱利用施設であります「のんのこ温水センター」でございますが、平成26年度の利用者数は、これまでで最高となります約14万1,000人の方々に御利用をいただきました。御利用いただきました多くの皆様に感謝を申し上げますとともに、今後とも、指定管理者と協調、連携を図りながら、施設運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、今議会には、平成28年4月から平成32年3月までの期間となります第3期の指定管理者を指定する議案を提案させていただいております。

次に、訴訟の状況についてでございます。

これまでに、福岡高等裁判所による進行協議が2回開催されております。一審原告、一審被告双方ともに、和解を希望する旨の意思表示がなされており、2回目の進行協議におきましては、裁判所から、双方に和解に当たってのそれぞれの考え方を提出するよう指示がございました。組合の和解に当たっての考え方は、訴訟代理人により、去る8月7日に裁判所へ提出をいたしております。

組合といたしましては、和解額の算定方法及びその理由が明確であること。

2つ目は、平成17年度から瑕疵担保期間が終了をします平成31年度までの費用の算定に当たりましては、一貫した算定方法で精算が可能であるということを基本姿勢といたしまして、和解協議を進めてまいりたいと考えております。

福岡高裁における今後の進行につきましては、9月15日に第1回目の弁論準備手続が開催される予定となっております。和解は、裁判所の調整のもと、双方の意向を出し合い、妥協点を見出すよう協議を行うものでございまして、相互の譲歩がなければ成立しないものと考えております。先の議会でも申し上げましたが、31年度以降の検討も平行して行っておりまして、新しい信頼関係を構築できるよう努力してまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、今議会に提出をいたしました議案は、議案第7号「専決処分承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）」について、外3件でございます。内容については、事務局長より説明をいたさせますので、御了承を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

全員協議会開催のため、しばらく休憩いたします。別室を準備しておりますので、議員の皆さんは移動をお願いいたします。

（午前10時09分 休憩）

（午前10時19分 再開）

○議長（山口隆一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第1「副議長の選挙について」を議題といたします。

組合規約第7条第2項の規定により、組合議員のうちから組合の議会で選挙するとなっております。

選挙の方法につきましては、議長による指名推選の方法で行いたいと存じます。

お諮りいたします。指名推選の方法で行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は、議長による指名推選の方法に決定いたしました。

副議長に馬渡議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました馬渡議員を副議長の当選人

と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(山口隆一郎君)

御異議なしと認めます。よって、馬渡議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました馬渡議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

副議長就任の承諾及びあいさつをお願いいたします。

○副議長(馬渡光春君)

それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま議員各位の御推挙を得まして、県央県南広域環境組合議会副議長の要職につくことになりました、島原市選出の馬渡でございます。

誠に光栄と存じ、深く感謝を申し上げる次第でございます。

微力ではございますが、議長のもとに助け合い、広域行政の推進と地方自治の発展のために努力を払い、議会運営の万全を期してまいりたいと考える次第でございます。ここに、議員各位の一層の御協力と御支援をお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、就任のあいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長(山口隆一郎君)

ありがとうございました。次に、日程第2「議席の指定について」を議題とします。

新たに議員となられました方の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

1番 林田 勉議員。

2番 本多 秀樹議員。

12番 馬渡 光春議員。

以上、ただいま御着席の議席を指定いたします。

次に、日程第3「会期の決定について」を議題とします。

今期定例会の会期を8月24日、1日とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(山口隆一郎君)

異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4「会議録署名議員の指名について」を議題とします。

会議規則第87条により、会議録署名議員に7番村川議員及び9番上田議員を指名いたします。

次に、日程第5「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

委員会条例第2条第1項の規定により、議会運営委員会委員の任期が8月21日をもって任期満了となっております。よって、新たな議会運営委員会委員を選任する必要があります。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第5条の規定に基づき、1番林田議員、4番藤田議員、6番山口喜久雄議員、10番町田議員、11番小嶋議員、以上5名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（山口隆一郎君）

御異議なしと認めます。

以上5名を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました委員の任期は、委員会条例第2条及び第3条の規定に基づき、本日から平成29年8月23日までの2年間となります。よろしく願いいたします。

ここで、議会運営委員会正副委員長互選について協議をお願いしたいと思しますので、議会運営委員会を開催するため、しばらく休憩いたします。

(午前10時26分 休憩)

(午前10時32分 再開)

○議長（山口隆一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事に先立ちまして、休憩中に開かれました議会運営委員会における正副委員長互選の結果報告をお願いいたします。藤田議員。

○議会運営委員会委員長（藤田敏夫君）

先ほど開催されました議会運営委員会において、正副委員長の互選を行いましたので、報告をいたします。

委員長に、私、諫早市議会選出の藤田。そして、副委員長に南島原市議会選出の小嶋議員が就任をいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（山口隆一郎君）

どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。

次に、日程第6「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いたします。発言時間につきましては、申し

合わせによる時間内に終わるように御協力をお願いいたします。答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確に答弁をお願いいたします。

なお、本日は、一般質問及び議案質疑など、全て自席でお願いいたします。

一般質問の発言につきましては、通告順となっております。発言者は、議席番号3番中野太陽議員。

○3番（中野太陽君）

皆さんこんにちは。諫早市議会選出の中野太陽といたします。よろしく願いします。

通告順に従いまして、一問一答方式で質問をいたします。

まず1番、余熱利用施設についてお尋ねいたします。

まず、これまでの累積赤字、これは赤字補填分とさせていただいて結構です。このことについて質問をいたします。

審査意見書の一番最後のページにもあります、余熱利用施設については、指定管理者の運営努力が認められるが、いまだ実質的赤字状態であるということが明記をされております。それも考えていただいて、まず、この累積赤字、どれぐらい赤字を補填してきているのかをお尋ねいたします。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

私の方から、御質問をいただきました余熱利用施設に関する御質問に御答弁を申し上げたいと思います。

本組合の余熱利用施設は、県央県南クリーンセンターの余熱を利用している温浴施設でございまして、サーマルリサイクルを感じ、リサイクル意識を高めてもらう、そういう意味で地元還元施設として平成18年4月1日から供用を開始し、今年で10年目を迎えているところでございます。

これまでの累積赤字、組合の負担額について、累積赤字ということでございますので、平成26年までの9年間の収支赤字額は、年平均で687万円、累計で6,183万695円ということになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

次に、契約の内容について、これまでの状況はというふうにさせていただいておりますが、内容的には、これまで契約の内容が一度変更になっている

と思います。その前後を含めてのどのような契約内容だったのが現在どのようになっているのかというのをまず伺います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

契約の内容についてということでございます。

第1期と第2期の主な変更点は、平成18年度から平成22年度までの第1期指定管理期間は、管理運営の収支が黒字の場合は、その50%を組合に納付し、収支が200万円を超える赤字の場合には、200万円を超える赤字額の50%を組合が負担するという精算方式でございました。これを平成23年度から平成27年度までの第2期指定管理期間では、あらかじめ年間の指定管理料を定め、平成23年度から平成25年度までは1,000万円を上限に、平成26年度及び27年度は消費税の増税等により、1,028万5,715円をそれぞれ交付し、管理運営をしております。

ただし、第2期の場合は収支が200万円以上の黒字となった場合は200万円を超えた黒字分の50%を組合に納付する条件としております。

なお、収支が赤字になった場合の組合からの補填はしないということで変更をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

ちなみに、なぜ1期と2期で変更が行われたかというのは、何かありますか。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

1期と2期の変更ということでございます。

通常、利用料金制のこういう指定管理の施設については、募集の時に委託料を出すのであれば、あらかじめ募集内容に入れて出すのが通例かと思えますけれども、ここの施設、18年に供用開始した時は、新規でございまして当然でございましてけれども、運営の実績がなかったということで、どのような経費、収入、そういうものを算定が非常に難しかったということで、第1期については収支において黒字の場合と赤字の場合でそれぞれ50%とい

うような規定を設けまして、その実際の収支の分を事後精算というような格好でやったということでございます。

第2期につきましては、第1期5年間の実績がございましたので、そういう意味で金額を算定し、募集時にその分を上限額として御提示して募集したという経過でございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

それでは、先ほどの最初のほうの質問の赤字補填分、今現在6,183万695円、これの割合ですね。年平均にすれば、9年で割れば687万円というふうなお答えだったと思いますが、いわゆる契約が変わったことによって、その赤字の額も大きく変わっていると思います。できれば、その第1期の時の平均と第2期以降の平均というのが出せれば、赤字のその累計を言っていたらと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

指定管理者の分につきましては、第1期5年間の分の平均が477万円程度、年間ですね。総合で2,385万円程度でございます。

第2期が949万円、年間平均でございますして、第2期が3,797万という明細になっているところでございます。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

じゃ、つまり、この余熱利用施設は相当赤字を出しているような形になると、第1期に比べて第2期の契約に変更した場合は、さらに、このいわゆる組合側の負担が大きくなっているというふうに見ていいと思います。

今後のことなんですけれども、利用者が今増えているということと、先ほどの意見書の中にもありましたけど、経営努力、運営努力が認められていると、過去最高の利用者を更新しているということで、そこは非常に認められる部分だと思います。ただ、問題は、実質いまだ赤字状態である中で、今後、この余熱利用施設を指定管理していただけるようなところが見つかるのかなというのが心配ではあるんですね。そこがまず1点目であるんですが、

やはり利用者を増やすということに向けていかなきゃいけない中で、組合との相互協力を図りながら、さらなる利用者サービスの向上というふうに明記がされております。その点で、いわゆる利用者からの要望、こういったもので何か実現できるようなものというのが寄せられていたり、または反省というんですかね、そういったものがあれば御意見をいただきたいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

利用者からの要望はどのようなものがあるかということかなと思います。

利用者からの御意見につきましては、アンケートと回収ボックスを常時館内に設置しております、いつでも利用者の方から御意見をいただけるという状況にしております。

このアンケートにつきましては、毎日回収をしております、いただきました意見は、指定管理者の方で朝礼などの際にスタッフに伝達して対応をしているということでございます。

要望の内容でございますけれども、これは多種多様でございます。これまで御要望をいただいた分で改善に結びついたという事例を幾つかご紹介したいと思っておりますけれども、1点、風呂に手すりを設置してほしいと。これは多分、高齢者の方かなと思いますけれども、そういうような要望がありまして設置をしていると。

それと、駐車場の枠内に止めない利用者がいると、これは御指摘もありましたので、注意看板の設置などをしております。

また、送迎バスについて運行をしておりますけれども、これは以前、25年度までは諫早駅が発着でございましたけれども、西諫早の方だと思っておりますけど、地区センターまで伸ばしていただきたいというようなことがございまして、26年4月からそのように、地区センターが今発着というようなことになっております。

また、利用料金に関しましては、風呂、プール、両方を利用する場合は利用料金を割引いてほしいという要望もございましたけれども、この分については第2期、23年度から、それまでは両方利用の場合には、平日900円、土日が1,000円という設定をしておりましたけれども、これは平日、土日に限らず700円に値下げをした経過がございます。利用者の皆様から色んな御要望をいただきますけれども、その内容によりまして、費用や時間の関係からすぐに対応できないものもございしますが、できるものはすぐに対応

して、利用者の満足に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

あと、この余熱利用施設の役割というのは、先ほど言われた余熱の利用の部分だけではなくて、学習の部分もあるというふうにされています。そういった中で、いわゆるこちらのごみ処理施設の方の、例えば小学生とかのいわゆる社会科見学というんですかね、見学のほうには訪れているというふうなのは見てとれるんですが、余熱利用施設に関してはどのような、そういうふうな小学生とかの利用とか、いわゆる学校で見学に来るとか、もしくは利用するというようなのにはどのような利用になっているのか伺います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

今、構成市4市の小学4年生が社会科見学の一環ということでおいでいただく場合が多うございます。昨年度実績で57校からおいでいただきまして、見学の日程等にもよりまして、非常に厳しいところは見ていただけないんですけれども、そのうち昨年度は22校の小学校について、こちらでクリーンセンターの焼却の方法とか、いろんな分の学習を兼ねて、その後、「のんのこ温水センター」のほうに行ってください、焼却した熱が実際にお湯とかプールの水に、そういうふうなものに熱のサーマルリサイクルができるんだというようなものを見てもらいながら研修をしているというところでございます。

これは先ほど申されました利用料金の販促と申しますか、増収の問題もございましてけれども、市内のいろんな学校については、指定管理者と協力しながら、このほかにもいろんな働きかけを、情報提供と申しますか、そういうものをやっていきたいと思っているところです。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

50のうちの22と言われたので、半分ぐらいしか——時間の関係もある

とは思いますがけれども、私はそういうふうな施設を見て、できれば1回ぐらい入ってもらって、それで帰るといふふうになれば、また行ってみたいなどというのが子供たちにも植えつけられるというか、そういうのが芽生えると思うんですよ。ですので、そういったところ、時間の関係、あと料金の関係があると思いますがけれども、そこちょっと各市の教育委員会と協力をしたりとか、そういうのは組合側でできるんじゃないかなというふうに思いますので、ちょっと考えてもらえないかなというふうに思います。

最後に、余熱利用施設についてなんですけれども、契約の内容は、今後も同じようなこの契約のままいくということに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

後ほど議案のほうでも出てまいりますけれども、第3期の公募の条件を若干変えております。第2期で1,000万円を上限というのは、消費税を入れまして1,028万円の指定管理料ということになっておりますけれども、第3期につきましては、これを消費税抜きで950万円と設定しております。消費税を込みまして1,026万円ということでございます。若干、額を切りのいいといいますか、そういう部分で調整をお願いしたという部分がございます。

それともう1つ、第2期で残ってございました黒字の場合の200万円を超えた額を半分組合に納付していただくという規定につきましては、過去の運営状況や、ほかの施設の状況も勘案し、第3期においてはその分をなくしたということでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

2番目に移ります。

まず、瑕疵担保期間を過ぎた後契約を延長する場合、それと、新たに建て直す場合と、あとこれに改修という方法も入っていますということで3つ仮定されていたと思いますが、特に、今後やはり県央県南に所属する市民の方々に負担がどれだけ出ないようにしていくかというのがポイントになってくると思いますが、建て直す場合のシミュレーションというんですか、負担額と

か費用とか、そういったものもこれまで話し合いがされたのかどうか、そういったところの経緯について伺いたいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

瑕疵担保期間が過ぎた後の契約を延長する場合と、新たに建て直す場合について話し合いの内容ということでお答えを申し上げます。

この件につきましては、去る1月8日に、管理者、私でございますけれども、副管理者4名がそろいまして、JFE本社を訪問し、協力を要請したことに対しまして、JFEにおかれましては、社内に横断的に専門的な検討体制を整えられまして、技術的な支援をいただいております。これまで、事務レベルでございますけれども、計6回の検討会議を行っており、今後もさらに連携協力を進めながら、検討作業の促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

施設の瑕疵担保期間でございます平成31年度末まで、残すところ5年を切っております。対応方法といたしましては、今、中野議員もおっしゃいましたけれども、大きくは現在の施設を延命する方法。それから2番目といたしましては、新たな施設を建設する方法。そして3番目、これは同じようなものですが、現在の建物を残したままで、炉の方式を別方式に改造する方法の3つの選択肢があるものというふうに考えております。

現在の施設を延命する場合の事業費につきましては、裁判が福岡高裁で係争中ございまして、具体的な運営経費などの協議は行っておりませんが、新設の場合と別方式に改造する場合につきましては、技術的な検討協議を進めているところでございます。

検討に当たりましては、建設費などのハード的なコストだけではなくて、運営コストや売電収入などを含めましたライフサイクルコスト、LCCと言うそうですけれども、これが比較できるよう作業を行っておりますが、法律的な検討やスケジュール、工期、技術的な課題も多く、もうしばらく時間が必要であろうと思っております。

いずれにいたしましても、平成32年度以降も、圏域の皆様方のごみ処理を安定的かつ効率的に継続して処理していくことが最も重要でございます。組合といたしましても、引き続き和解の成立と施設の総合的な整備検討に取り組んでいきたいというふうに考えております。

さきの議会でも御報告申し上げましたけれども、1月8日に管理者、副管

理者でJFEの本社をお訪ねし、いずれにしても5年という短い期間の中でできる延命策であり、3つの方法についてプロジェクトをJFE本社の中で作りまして、検討をしていただくようにということをお願いをしてきましたけれども、今のところ6回。6回ということは、大体月1回、2回ぐらいのペースで行われております。その検討の際には、向こうで資料を作成したものを御提示をいただくということになるんですけれども、まだまだ結論に至るような状況には至っていないというようなことでございます。

いずれにしても幾つかの課題が、どの方式をとっても幾つかの課題が出てくるものというふうに思います。ただ、現在の炉を延命する場合でございますけれども、これにつきましては、なかなか将来のコストというものを御提示いただけないというようなこと、係争中ということを経由に、一審の段階からそうなんですけれども、そういう状況が続いておりますけれども、和解等が成立すれば、その辺についても明らかにできるんじゃないかというふうに思っております。要するに、今のところは3つの方法を検討しているという状況でございます。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

この内容についてどうこう聞くつもりでの今回は質問ではなくて、いわゆるこの3つの方式のうちのどれかを選ぶ場合、じゃ、なぜそれにしたのかというのを、市民の皆さんに知ってもらおうというところの検討をしているのかどうかというのがやっぱり大事だと思うんですよね。そういった点では、今の事務レベルでの6回の会議、もしくは改修の場合はJFEとのやりとりも出てくるのかなというふうには思っていますので、そういった点ではできれば、私の意見が正しいのかどうかですけれども、市民にわかってもらえるような会議を今しっかりやっているという理解してよろしいかどうか、最後に伺って私の質問を終わります。

○議長（山口隆一郎君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

先ほども申し上げましたように、あらゆる方法といっても3つの方法しかないと思うんですけれども、その方式のどれを取るべきかという参考資料をいただかないと、JFEだけがその特性についてよく承知をしていると。い

ずれにいたしましても、もし新設をし、現在の炉を廃止する場合でも、JFEの協力なしにはやれないという特殊な炉でございまして、そういう意味では、JFEさんと良好な関係を保ちつつ、我々が目指しております効率的で安定的な操業というものを目指して、その検討を進める時期が——今はまだ事務レベルの話なんですけれども、一つの和解というものを通じまして成り立っていくのかなというふうに思っております。

いずれにしても、JFEもどのような場合でも協力はしますというお言葉はいただいておりますので、その信頼関係を構築しつつ、和解は和解で進めていくという基本路線に変わりはありません。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

これにて、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。11時5分に再開いたします。

（午前10時56分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（山口隆一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7に入ります。議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（山本博幸君）

議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）」について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり平成27年3月20日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認をお願いしようとするものでございます。

本案は、平成26年8月の人事院勧告で給与制度の総合的な見直しが行なわれたため、勧告に基づき一般職員の給与に関する条例等を一部改正したものでございます。

お手元に配付いたしております「議案第7号参考資料」により給与改定の概要を御説明いたしたいと思っております。併せまして議案書の方も御覧いただければと思っております。給与改定の主な内容は、平成26年度に係るものとしたし

まして、(1)から(3)までの第1条関係、議案書では、3ページから6ページの給料表までございます。給料表及び勤勉手当の引き上げ並びに通勤手当の改定でございます。次に平成27年度以降に係るものといまして、(4)から(7)までの第2条及び第3条関係、議案書では、6ページの給料表の下段から13ページまででございます。給料表の引き下げとこれに伴う55歳を超える職員の給料等の1.5%減額支給措置の廃止、平成18年度改正時の現給保証の段階的廃止及び勤勉手当の支給率の変更でございます。

改定による影響額でございますが、第1条関係で約1,450千円の増、第2条及び第3条関係で約1,070千円の減となっております。

最後に本条例の施行日は、第1条関係につきましては、平成27年3月20日、第2条及び第3条関係につきましては、平成27年4月1日でございます。

以上で議案第7号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第7号に対する質疑に入ります。

なお、質疑は会議規則第49条の規定に基づき、1議題につき3回までとなっております。質疑のある方はどうぞ。黒田議員。

○5番（黒田 茂君）

今回の給料改定、ちょっと基本的なところをお尋ねしたいんですけど、この給料表が、どういう基準になっているのか。諫早市なのか4市平均なのかということが一つと、各構成市から出向している職員の場合は大体イメージがわかるんですが、ここで直接採用されている方の職員の分だろうと思うんですね。そういう方が何名いらっしゃるのか、以上2点お尋ねします。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

当組合、平成11年4月に発足しておりまして、その時に処理場の所在が諫早市ということでございまして、そういう意味では、この組合の基本的な給料表につきましては諫早市に準じるということで、これまで運用をされております。

今、正規職員は17名おりまして、うち10名が各市から派遣をいただいております。7名について、基本的にはこの給料表ということなんですけれども、いずれにしましても、派遣をいただく職員につきましては、派遣元と

の処遇の差が出ないように措置をとということで、7ページをお開きいただきたいと思っておりますけれども、7ページ中段に、派遣職員の給料の調整ということで、第32条で派遣を受ける職員については派遣元と均衡上に失することがないように処遇をしていくということで今回お願いをしております。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにごございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（平成26年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

では、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（平成26年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙、専決処分書のとおり平成27年3月20日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認をお願いしようとするものでございます。

議案第8号の3ページをお開きいただいでよろしいでしょうか。

今回の補正は、1億4,647万3,000円を追加するもので、補正後の予算額は34億7,084万3,000円となり、前年同期と比較しますと、額にして1億9,955万2,000円、率にして6.1%の増となります。

補正の概要でございますが、お手元に配付しております議案第8号参考資料を御覧ください。

この補正予算は、災害や緊急に実施することが必要となった経費、そのほかやむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるために、平成25年度決算剰余金を財政調整基金に積み立てを行うものでございます。

なお、積み立て後の基金残高は、2億2,855万8,000円となっております。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第8号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第9号「県央県南広域環境組合余熱利用施設のんこの温水センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第9号「県央県南広域環境組合余熱利用施設のんこの温水センターの指定管理者の指定について」について、御説明申し上げます。

本案は、提案理由にも記載しておりますとおり、県央県内広域環境組合余熱利用施設のんこの温水センターの指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項及び県央広域環境組合余熱利用施設の設置及び管理に関する条例第7条の規定により議会の議決をお願いしようとするもので

ございます。

それでは、指定管理者の指定に関する内容を御説明しますので、添付しております議案第9号の資料、指定管理者の候補者の選定についてを御覧いただきたいと思っております。

第1、まず、募集概要でございますけれども、募集方法は公募、募集期間を平成27年4月1日から平成27年5月29日までの約7週間。応募資格として、九州内に本社、支店、または営業所等を有する法人その他の団体としております。指定管理料は、税抜きの額で年額950万円、消費税、地方消費税を込みますと1,026万円を上限として募集しております。

なお、先ほど申しましたけれども、収支が200万円以上の黒字となった場合の従前ありました規定については、これを盛り込んでおりません。

また、指定期間を平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間といたしております。

次に、応募者でございます。

説明会を募集期間内に2回実施いたしました。その結果、説明会への参加団体は4団体あり、このうち3団体から正式な応募をいただいたところでございます。

候補者の選定方法といたしましては、条例第7条に規定する基本的な基準に基づき提出されました事業計画書の評価及び応募団体に対するヒアリングを実施しております。

また、九州北部税理士会諫早支部による応募団体の経営状況分析を踏まえた総合評価方式により選定をしたところでございます。

候補者は、現在の指定管理者でもございます株式会社協栄、代表取締役社長、山田賢治氏でございます。

提案内容及び評価の傾向でございますけれども、候補者からの具体的な提案といたしましては、「安全・安心の確保、サービスの向上、業務資質の向上とコスト削減の両立、施設の予防保全、安定、継続した運営管理」を管理運営方針とされまして、「常連のお客様の利用に満足することなく、より多くのお客様に利用いただける施設という目標を掲げられまして、さらなる施設の活用、周知の実現」を基本方針として応募をなされたということでございます。

では、議案第9号参考資料として配付しております集計表を御覧いただいでよろしいでしょうか。

条例第7条の選定基準、4項目ございますけれども、選定基準に従い、そ

れぞれを細分しまして20項目の算定項目を設定しております。構成市の担当課長及び組合職員で構成する選定委員会におきまして審査を行った結果、700点満点中、候補者が514点と最高、最も高い評点となったものでございます。

評価が高かった項目につきましては、団体の経営基盤の安定性、施設の適正な管理能力、実施組織体制や職員の安定雇用の確保など、そういうところが評価をされたものと思います。新しく提案されました自主事業につきましては、今まで継続されている分に加えまして、10周年のイベント事業の開催、それと環境啓発用のポスターの追加作成、リサイクルクイズなどをもう少し充実したいなどの提案をいただいているところでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第9号に対する質疑に入ります。林田議員。

○1番（林田 勉君）

何点かお伺いいたしますけど、今、この指定管理を選定委員会ということで、その中で選定されたと思うんですけど、まず、この選定委員会のメンバーというのをお知らせいただければと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

選定委員会は7名で組織をしております。各構成市4市の担当の課長様を1人ずつお願いをしまして、組合のほうから3名ということで、合計7名で審査をして、個々に評点をつけていただいております。1人100点ということで、7名で700点ということで、それを集計した結果で選定をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

林田議員。

○1番（林田 勉君）

それと、1社は決定しているんですけど、A社、B社、これも指定管理を4年間ですかね、4年前も同じく応募された会社なんですか。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

平成23年度から第2期の分がございまして、その時には2社応募いただいております。この中の1社、協栄様も当然含まれておりますけれども、もう1社の方も、今回も御応募をいただいたということでございます。

○議長（山口隆一郎君）

林田議員。

○1番（林田 勉君）

あと、こういう査定をする上では、透明性の確保ということで、各事項において、かなり選定基準というのはいま決まっているんでしょうかね。

それと、先ほど質問者もありましたけど、この施設がずっと毎年赤字というふうなことでございますので、そういった中では、既存のこういう指定管理をされた方というのは、おのずとその中の運営というのは御存じですけど、挑戦してこられる方は、ある程度のいろんなアイデアを持ってこられているのかなという部分もあるんですけど、そういった部分の評価というのはどこにあらわれているのかなというふうに思いますが。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

基準でございます。これにつきましては、審査委員会を4回開催しております。1回目、2回目あたりで、内容についてこういう考え方でということと話をしたところでございます。

5番のその他の中の4で、近隣に事業所を有するかという部分だけは、点数をあらかじめ構成市内5点、長崎県内3点、九州管内1点ということで決めておりますが、あとの分については、そういうものを参考にしながら、各委員のほうで申請書を評価いただいたということでございます。それとプレゼンテーションを通じた質疑応答、そういうものでございます。

それと、あと新しく提案をいただいた方をどのように評価するかという御質問であろうと思うんですけども、この分につきましては、実際は基本的には2回現地説明会を開催しております。質疑応答も当然文書で出していただいて文書で回答して、全体の方にもお知らせをします。そして、現場を見ていただいて、御不明な点についてはその場でいろいろ質問いただいているということでございまして、出てまいりました事業計画書が基本的な評価でございますので、そういう分では、特に新規参入者を優遇するという部分

については、今回は特に特段の措置はしていないということ。ただ、実際にプレゼンテーションもございまして、パワーポイントを使って説明していただいたりとか、そのときの質疑応答とかそういうものもございまして、そういう中で意欲とか、その提案の内容についても委員の方に審議いただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

私もちょっと同じような質問になると思いますけれども、ここに指定管理者候補者の選定による総合評価表というのをいただいております。これは協栄さんは、前回からずっと引き続き指定管理を受けておられますけれども、700点満点のうち514点ということでございますけれども、前回と比べてどのように改善をされておるのでしょうか。初めて参加される方、それと今まで継続的にしている方といえ、改善すべきようなところがいっぱい出てきておると思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

事業計画の提案の中身で新しい部分ということであろうと思いますけれども、より一層、利用者の声を反映させるということで、そういうお客様の声を聞くモニター制度をもう一度——今やっているよりは、もっと充実させようというようなご提案もございましたし、先ほどから少し説明をいたしましたけれども、環境学習という面で、例えば今やっている分を、さらに10周年イベントの中で、サーマルリサイクルポスター展の開催を提案いただいたり、今、「のんのこ温水センター」のリーフレット、紹介用の分がございましてけれども、この中に施設の分だけで環境の分が今ないんですけれども、この分については次期から、そのリーフレットにもそういうサーマルリサイクルの内容を盛り込んでみたいというようなことで、10周年イベントについては、地元のほうにもぜひ参加を、いろんな団体にも声をかけていくというようなことで提案をいただいたところでございます。

○議長（山口隆一郎君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

この採点評価表は、前回の表とまた別ということですか。同じならば、前回が何点やった、どのくらい上がったかと、3度しか質問の機会がありませんので、それも含めてお願いをしたいと思います。

それと、今、事務局長から答弁もありましたけれども、この3社の中には、ほかのほうが優れているところが大分あるんですよ。総合評価では700点の中で514点、461点もあるし412点もある。その中で、やっぱりいろんなところで、今答弁にありましたように環境教育啓発に関する取組がなされているかと、こういうほかの会社と、落ちているところはしっかり充実してもらおうということも大事なことはないかと思っております。

それと、5番、その他の地元、地域への貢献度に配慮されているかということは、よその会社が貢献をしたいということでしょうから、やっぱりそういう選定に当たって、他社が優れているところはしっかりと取り入れていただくというような改善を要望していただきたいと思うんですね。これはあくまでも選定基準でございますから、やっぱりこの選定に当たっては、もう評価がなされておりますけれども、評価が落ちる部分、その点をやっぱり義務努力をしていただくということも大事じゃないかと思っておりますけど、いかがでしょう。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

前回の採点、点数との比較でございますけれども、前回とほとんど点数が変わっておりません。同じような点数でございます。

それと、御指摘いただいていた分につきましては、他のA社、B社の提案につきましては、それぞれの分がございまして、それをそのままというわけにはいかないわけですが、いずれにしても、そういう項目については、今回出された提案内容に加えて、もう一度来年4月までございますので、その分について再度検討をしていただいて、よりよい施設運営につなげていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

確かに、そういう形で指定管理をずっと、指定管理機関が変わるときに、選定のとくに、やっぱり改善すべきところは改善しながら、伸ばすところは

伸ばす、軽減を図るところは軽減を図るということをしっかり区切り区切りですからね、そこを忘れないでしていただきたいと思います。

それと2番目の8番目ですかね、指定管理料の削減、縮減が図られているかと、これも大事なことだと思います。しかし、今までずっと累積赤字が出ているということで、よく続けられるなど逆に思っております。どういう形で、お金ば、どこに持ってきよらすとかなど。ずっと、実質の累計赤字がある場合に、宣伝にもなるとは思いますけれども、それだけじゃなくして、やっぱり指定管理料は、この組合から出すわけでございますので、企業努力もしていただいて、指定管理料を削減できるような指導方々をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

この指定管理料ですね、集計表、大きな3番の1番ですけれども、今、馬渡議員からも出ましたが、この団体の株式会社協栄ですかね、団体の経営基盤は安定しているかということで、31点、ほかが20点とか25点ということで、かなり高いわけですけれども、そういうのはどういう点で判断されたんでしょうか。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

表の3番、①の経営団体の安定の部分であろうと思います。この分については、税理士会の諫早支部で、それぞれの決算書類を中心に、当事業計画書をもとに分析をいただきまして、それぞれ評価をいただいております。

そういう中で、やはり、現在の協栄様につきましては、関東圏を中心にこういう事業を幅広く展開されておまして、その経営内容についても、非常に他の2社よりは非常に強固であるというようなことでこういう結果になったものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

ということは、関東圏その他で利益を上げているので、諫早で少々赤字になっても大丈夫というようなことなんですか。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

多分今回、御応募の動機にも係わる部分かなと思いますけれども、私どもがお聞きしているのは、まず、従業員の雇用者の責任、そういうものとか、納入や委託取引先などの協力事業社への元請会社としての責任、そういうものも加えまして、今期で一定、来期の黒字化が少し見えてきたというようなことで御回答をいただいております。

そういうことも含めまして、先ほどございました関東圏、これは関東近辺が今、いろんな施設を、指定管理なり、指定管理以外でも、国立の施設とか、そういうものの総合運営管理業務とか、いろんなことをされております。

九州が関東圏以外で初めてという部分でございまして、なおかつ、九州3件ございますが、それが全部長崎県ということでございまして、そういう意味では、長崎県に昨年度1件また新たに追加して3件になっているわけですが、そういう意味で長崎県が多分関東以外で最初の拡大地というふうなこともあって、そういう経営的な部分が影響しているのかなというのは、これは私の個人的な意見でございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

村川議員。

○7番（村川喜信君）

私も馬渡議員と同じような考えを持っているところでございます。

まず、このB社ですけれども、先ほどから御説明があつてはるんですけど、地元企業ですよ。そこでお尋ねしたいのが、この集計表の見方ですけど、この5-4は、各それぞれ5点、3点、1点と配分が決まっているからすぐ理解できるんですけど、ほかの項目がどのような配点をされたのか。

例えば、1番で言いますと、各自持ち点が100点持っていらっしゃるということですけど、その得点配分というのは、方式か何かあるんですかね。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

それぞれ評価する場合に、審査委員が7人おりまして、各項目を5点持っております。ですから、35点が各項目の満点ということになります。これが20項目で700点ということでございます。

その委員さんの評価の観点でございますけれども、事前に1回目、2回目で、こういうことですよということ色んなお話をしております。その上で、あとは各委員さんが、頂いたその事業計画書というものをそれぞれ評価をいただいて、最終的にはそれを集計したということでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

村川議員。

○7番（村川喜信君）

総合評価方式というふうなことでやられておるんですけど、項目を見れば、まさしく総合評価だと思えるんですけど、その総合評価という意味合いには、いろんな考え方もあるんじゃないかなと思うんですよ。

例えば、その他の項目ですよ。そしてまた、1番目の住民の公平な利用。住民のためになるかならないか。そこら辺のところを、例えば、得点配分を厚くするとか、また、組合ですので、普通の市といいますか、行政機関でまた、意味合いが違うんですけども、やはり地元企業もやっぱり頑張らせてあげたい。育てるという意味なんでしょうか。そういった部分で、そこら辺の項目のところに配分を厚くしようと、そういう考えはなかったんですか。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

地元企業の貢献ということであろうと思います。そういう部分では、5番の③ですか、地元地域への貢献を配慮しているかというような部分でも、項目として設けております。

この配点に軽重をつけるという部分も、当然、そういう考え方もあろうかと思えます。今回はこういうようなことをしておりますけれども、この審査の基準も実は選定委員会でご決定いただいた分でございます。当然、事務局が原案を作るわけですけども、そういう意味では、次回あれば、そういうような分も議論をして、審査に反映させていければなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

お尋ねします。

まず、募集の関係でプレゼンをされたということですが、いわゆるその募集期間が7週間、これは長いのか短いのかというと、私の意見ではちょっと短いのではないのかなというふうな意見と、もう一つは、今回も同じところがとるという形ですけれども、こういうときに新規参入は非常に期間が短いと厳しいんじゃないのかなというふうにも思います。

ちょっとその点について、どのようにお考えかというところ、まずそこをお伺いします。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

募集の期間でございます。今回4月10日から5月いっぱいということで募集をしております。

構成市の状況を見れば、1カ月から同じように2カ月ぐらいという、それぞれでございますけれども、私ども組合としましては、できるだけということで今回は約2カ月をとらせていただいたということでございます。

この期間で、不足ということであれば、また次回はそういうものも考慮してみたいなと思っているところでございます。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

やはりこういったところは、広く意見が出されるほうがいいと思いますので、もう少し期間が——期間をとるのに関しては、ここの管理をしている組合が困ることではないと思うんですよね、期間を延ばすことに関してはですよ。ですので、その点については、やはり新規参入もしやすいような形で十分な期間がとれるようお願いしたいなと思うのと、あと集計表の話がありました、これは例えば、審査をする前にこういったところを我々は重視しますよというような形で、プレゼンの前にこういったところを自分たちは審査したいと思っておりますので、参考にしてくださいというような形でそれぞれのいわゆる参入したいという人たちには出しているんですかね。

まず、そこが一点伺いたいのと、指定管理料の縮減がかけられているかというところが大事な部分ではあると思うんですが、この指定管理料に関して、今、使途基準ですね。何に使えるのかというのが、何か規定というのがあるのか、ないのか、その部分を伺いたいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

さきに指定管理料の用途の制限ということでございます。これはございません。募集の時に1,026万円を上限にということで御提案いただいたそれぞれの額について、収入と、委託ということでございますので、これをどうのということとはございません。要は、のんご温水センターの運営に使っていただくということであろうと思います。

次に、募集時の説明の内容ということでございますけれども、これはいずれにしても、募集をする時には、指定管理者の募集要領というものを御希望の方には配付し、インターネットでも取れるようにしております。

この中で業務の範囲、いろいろなものがございましてけれども、その審査基準条例で決まっております4項目についても、当然、その中に書いて周知を図っているということでございます。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

用途基準について、最後ちょっと伺いたいんですけれども、さっき一般質問の中で赤字補填の話をしていただきましたが、いろいろ各市によっては、指定管理制度の中で人件費だけにしか使いませんよとか、そういうのがあるところもあると思うんですけれども、この場合は、例えば、経営をしていたけど、ちょっと赤字が出てしまいましたよと。なので指定管理料から、この赤字の部分をちょっと使いますよということも可能だということで理解をしいいんですかね。いわゆる経営の売り上げのほうにも、この指定管理料というのは持っていけるというふうに考えていいんですかね。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

収入、支出があれば、収入の中の一部になります。この委託金、例えば、収支が黒字になったと。要は指定管理料を入れて、収支が黒字になっても、この指定管理料を減額するということではございません。はい、そういうことでご理解いただければと思います。

○議長（山口隆一郎君）

山口喜久雄議員。

○6番（山口喜久雄君）

この14万人、過去最高ですかね、そういう来館者があったということで、ここで聞くべきなのか、決算で聞くべきなのか、ちょっと迷ったんですけど、14万人の人が来られたという実績、どういうことをされてそういう結果が出たのかということをお伺いいたします。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

これは回数券の売り上げが実は伸びております。一般の当日券というのは、それほど開館当時と変わっておりませんが、伸びているのは回数券でございます。回数券ということは、リピーターが多くなったということでございまして、月々のいろいろなイベントをされております。変わり湯でありますとか、お風呂の日でありますとか、お客さん感謝デーとかですね。そういう部分も含めて、いろんなイベントもされておりますし、あとは広報ですね。例えば、新聞に折り込みの広告を入れられたりとか、いろんな各団体に周知するとかですね。そういう部分で増えたのかなと思っております。

先ほど申しましたけれども、26年からお客様の要望を入れて、例えば、西諫早まで送迎バスを延ばすとか、小さいことですがけれども、そういうものの積み重ねが増につながっているのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

次に、議案第10号「平成26年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第10号「平成26年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

本案は地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定に付すものでございます。

それでは、お手元に配付いたしております主要施策成果説明書により、平成26年度の決算概要を御説明申し上げます。併せまして決算書のほうも御覧いただければと思います。

まず、成果説明書の5ページをお開きいただきてよろしいでしょうか。

決算書は1ページから4ページでございます。成果説明書は5ページの下段に平成26年度決算収支の状況の表中、26年度の欄を御覧いただきたいと思っております。

平成26年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額34億9,979万9,204円、歳出総額33億3,808万8,105円となり、歳入歳出差引額は1億6,171万1,099円、翌年度に繰越すべき財源はございませんでしたので、実質収支も同額で前年度と比較しまして6.1%の増でございます。

続きまして、歳入の主な内容について御説明申し上げます。

成果説明書6ページ、7ページをお開きいただきたいと思っております。決算書は9ページから12ページでございます。

成果説明書6ページは、款別の説明、7ページの上段①は予算額と決算額の比較でございます。中段②は款別の前年度決算額との比較、下段③は、過去5年間における歳入決算額の推移をグラフで表したものでございます。

中段②の款別決算額、前年度比較で説明をさせていただきたいと思っております。

まず1款. 分担金負担金は構成4市からの分担金で30億円でございます。前年度比3億円、率にして11.1%の増となっております。

なお、構成市別の内訳につきましては、決算書10ページの備考欄にございますので、御覧いただきたいと思っております。

次に、2款. 使用料及び手数料でございます。

1項. 使用料につきましては、組合所有地への電柱等の敷設に伴う行政財産の目的外使用料としまして2万1,000円の収入となっております。

2項. 手数料は、一般家庭や事業所等から当組合へ直接持ち込まれる一般廃棄物処理に係る手数料でございます。事業所等から持ち込まれる有料ごみが昨年度は2,361t減少をしております。これに伴いまして前年度比898万7,000円、率にして4.3%の減で、総額1億9,905万7,000円の収入となっております。

1項、2項を合計いたしますと、1億9,907万8,000円となっております。

次に、4款. 財産収入でございます。ここは全て基金の預金利子でございます。8万7,000円でございます。この分につきましては、財政調整基金及びごみ処理建設基金を新たに積み立てを行ったことから前年度比5万円、率にして135.1%の増となっております。

内訳につきましては、決算書10ページ備考欄を御覧いただければと思います。

次に、5款. 繰入金でございます。構成市からの分担金の増減を緩和する目的で財政調整基金から1億2,330万3,000円を繰入れたものでございます。前年度比1億1,759万3,000円、率にして2059.4%の増ということになっております。

次に、6款. 繰越金でございます。

平成25年度からの繰越金で前年度比59.4%の減、額にして1億5,240万4,000円となっております。

次に、7款. 諸収入でございます。

1項. 組合預金利子は、歳計及び歳計外現金等の預金利子として20万5,000円、2項. 雑入は余熱利用施設の指定管理者から納められる上水道使用料負担金や台風災害に伴う建物災害共済金、余剰電力販売料、副産物売り払い収入など、2,472万2,000円となっております。預金利子及び雑入を合わせまして、諸収入は前年度比66.6%の増。2,492万7,000円となっております。

なお、雑入の詳細につきましては、決算書12ページ中段の備考欄に記載をいたしております。

不納欠損及び収入未済額はございません。

続きまして、歳出の主な内容について御説明を申し上げます。

成果説明書8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。決算書は15ページから22ページでございます。

成果説明書8ページは款別の説明、9ページの上段①は、予算額と決算額

の比較、中段②は款別の決算額前年度比較、下段③は過去5年間における歳出決算額の推移をグラフで表したものでございます。

中段②の款別決算額前年度比較で説明をいたします。

まず1款、議会費でございます。議会費は、組合議会の運営に係る費用でございます。平成26年度は臨時議会の開催及び視察研修等に係る費用弁償などで増になっておりまして、前年度比151.2%の増で185万9,000円。上段予算の執行率につきましては75.4%でございます。

なお、不用額の主なものとしましては、議員報酬や議事録作成に伴う事務委託料の執行残でございます。

次に、2款、総務費は、組合の管理運営に係る費用で、職員の給与、事務所の経費、争訟費、基金積立金、監査委員費などがございます。

平成26年度は、財政調整基金1億4,647万2,000円及びごみ処理建設基金8,000万円の積み立てを行ったことから、決算額は前年度比で5%の増、2億9,921万1,000円となっております。執行率は98.4%でございます。

不用額の主なものとしましては、係争中の裁判に伴う弁護士費用に係る委託料の執行残などがございます。

次に、3款、衛生費でございます。施設の用役費及び運転管理業務などのごみ処理や余熱利用施設に係る経費でございます。平成26年度は、原子力発電施設の停止に伴うLNG需要の増や円安などにより、LNG単価が高騰し、用役費が高んだこと、また、消費税増税などもあり、決算額は前年度比で11.4%増の16億8,624万円、執行率は93.5%となっております。

不用額の主なものはクリーンセンター運転委託業務やリレーセンター運転委託業務に係る執行残などがございます。

このうち9ページの中段②余熱利用施設費につきましては、のんのこ温水センターの利用者増に伴い、水道使用量が増えておりまして、前年度比7.6%の増で2,922万9,000円となっております。

なお、成果説明書の10ページには用役費の前年度比較、平成22年度以降の推移を掲載いたしております。

また、11ページ上段には人件費の前年度比較、中段には基金の状況について記載をいたしております。

次に、4款、公債費でございます。成果説明書12ページから13ページに、地方債の状況を記載しておりますので、併せてご覧いただきたいと思

ます。

公債費は、組合が発行する地方債に係る償還金で、平成21年度をピークに緩やかに今減少をしております。決算額は元金12億6,171万5,000円、利子8,906万3,000円、合わせまして、前年度比0.1%の減で13億5,077万8,000円となっております。

13ページの③公債費の推移をグラフ化したものは、上段が総額でございます。

次に、次の段の一般廃棄物処理事業債は、ごみ処理施設に係る償還分で、償還期限は平成31年度までとなっております。

その下の段の(2)一般単独事業債は、余熱利用施設に係るもので、償還期限は平成32年度までとなっているところでございます。

上段③の総額のグラフを見ますと、平成27年度までは毎年13億5,000万円程度の償還額でございましたけれども、平成28年度以降は、当初借り入れた起債の償還が順次完了していきますので、平成32年度をもって現在の借入を行っている起債の償還は完了する見込みとなっております。

なお、下段④は、地方債現在高の推移を記載させていただいております。

恐れ入りますが、8ページ、9ページにお戻りいただきたいと思っております。

最後に5款.予備費でございます。充用する案件がありませんでしたので、予算額1,000万円、全て執行残となっております。

以上で歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

なお、去る7月24日に監査委員により決算審査を受けましたので、別冊にて審査意見書を添付させていただいております。

以上で議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第10号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入と歳出を区分して行います。

なお、質疑の際にはページ数をお示してください。

質疑は、歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

これはもう例年聞いているんですけども、収入といえば負担金と基金繰入れと、もう限られたあれですね。基金運用資金、繰越金とって、この

組合に対しての収入に対しては。あとは雑入というところに入ってきているようでございます。

この中で、ちょっと雑入が997万円増加と、67.7%増加している。これはちょっとごみピットの屋根が飛んだ、あれの補償金で入ってきたかなと思っておりますけれども、例年と変わらない雑入でございますけれども、私、ちょっと、もう毎年聞くわけでございますけれども、副産物の販売料64万1,147円、この内訳をお願いをしたいと思えます。

それと段ボール等の販売料が44万3,811円入っております。これは、このクリーンセンターだけの段ボールの販売料なのか。例えば、東部、西部のリレーセンターを含めた段ボールの収入なのか、お尋ねをしたいと思えます。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

まず、副産物の段ボール等販売の分でございます。この分につきましては、当クリーンセンター、それと東西のリレーセンターを合わせた分の販売料でございます。今回は前年度が58t程度でございます。今年が46t程度ということで、13t程度減っております。その意味で今年は2万7,000円ぐらい減ったということでございます。

要は副産物の精製の状況ということでございます。平成26年度につきましては、スラグが5,738t、メタルはございません。工業塩が995t、金属水酸化物が921t、硫黄が61tということで、このうちスラグが61万9,791円ということで大部分はそちらのほうを占めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

まず初めに段ボールですけれども、平成25年に58t、平成26年はちょっと減って46tと。46tで44万3,000円、段ボールはこのくらいの値段で、段ボールば扱わんなら、ごみ処理のごみ収集は赤字なんですと言われるように、段ボール、結構上がっていると思うんですけれども、この単価はどういう感じで、入札をされるわけですか。

それと今、各市、構成市は4市ありますけれども、分別収集をされてお

ましたね。段ボールだ、燃えないごみだ、燃えるごみの中でも再資源化と。その中では、もっと増えるはずだと思いますけれども。

それと46tの中で4万幾らとか、幾らかな、t単価ですね。本当に安いなど思っておりますけれども、この入札の販売の方法、集まった段ボールを販売する方法ですね。それはどうなっておるのかなと思って。

それと、副産物ですけど、副産物が64万1,000円、後でまた歳出でも質問したいと思っておりますけれども、この経費が一千何百万円かかっておるはずと思っておりますけれども、まずそれは、この工業塩とかなんとかは、もう地元では処理できないわけですかね。あの販売とか。すみません、単価を聞きたいと思っております。これはもう歳出のほうもありますけれども、工業塩とかスラグとか、水酸化合物、それぞれの販売単価をお聞きしたいと思っております。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

まず、販売の単価でございます。副産物販売の分でございます、スラグがt当たり100円、工業塩がt当たり10円、金属水酸化物が10円、硫黄が10円でございます。

近隣でそういう事業所がないかということですが、大部分を占めますスラグについては、ここで引き渡しでございますので、この分については輸送費はかかっておりません。

残る工業塩、金属水酸化物、硫黄等で昨年度、別に委託をしておりますけれども、この分については、それぞれ、やはり特殊な分でございます、これを活用してリサイクルなり、今、次の処理にできるところが非常に限られているということでございます。

また、工業塩につきましては、量が量でございますので、そういう部分を利用いただける分というのは、大口の分であるということございまして、御指摘のように近ければというような部分もございすけれども、組合としても、そういう情報を努力して探しておりますけれども、この分については、現状こうなっているということでございます。

○議長（山口隆一郎君）

総務課長。

○総務課長（中村 明君）

私のほうから有価物ですね、段ボール等の単価につきまして、御説明をいたします。

平成25年度が1kg当たり8円でございます。それから、平成26年度、1kg当たり9.72円というふうな状況でございます。確かに最近、単価が上がっております。今年度には10円台に入っております。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

隣に専門家がおられますので、高いか安いかということでございますけれども、量も一括で寄せられるからですね。年間を通して幾らでと、逆に買ってくださいじゃなくて、売りますよという形で、ちょっと有利に持っていたければなど思っております。

それで、ここに同じところでございますけれども、12ページ、損害賠償保険金、これは草刈りをしよって車の窓ガラスを割った、あの賠償ですかね。これは最後ですけど、4万幾らですか、あのときには十何万円かかっただけかなと思っておりますけれども、いかがでしょう。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

この分につきましては、プラットホームで扉の分がございまして、その分の賠償金ということでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

それでは、次に、歳出に対する質疑に入ります。山口喜久雄議員。

○6番（山口喜久雄君）

議案第10号、歳出の説明資料の3ページ下段のほうです。

3款1項1目、施設管理費なんですけど、これに計量システム更新業務というのが入っているんですけども、これは更新というのは、単なる延長をただけなのか、それとも新たに何か機械の改善をしたのかということのお尋ねと、あと、ごみピットの屋根補修工事、先ほどから歳入のほうでありましたけれども、これは全額保険からおりましたんでしょうかというお尋ねでございます。

○議長（山口隆一郎君）

総務課長。

○総務課長（中村 明君）

まず、計量システムの更新ということでございますけれども、これまで磁気カードのシステムでございまして、磁気カードそのものが、もう終了と、製造中止ということで、今回、I Cカードに交換をいたしております。ですから、機器自体も交換というふうなことで、この本体の計量器のシステムを更新したというふうな状況でございます。

それから、二つ目のごみピットの屋根の補修工事でございます。この共済の補填率でございますけれども、風水害ということで補填率2分の1、50%の支給ということでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

山口喜久雄議員。

○6番（山口喜久雄君）

そして、計量システム更新業務は幾らかかったのかを教えてくださいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

計量システム更新業務802万4,400円でございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

平野議員。

○8番（平野利和君）

歳出決算書の17ページ、3款、清掃費の件で、電気代でちょっとお尋ねします。

議案の説明書の3ページ、電気代が2億628万3,884円となっておりますが、前年に比べて3,200万円ほど増加しております。これは消費税のことなのか。

それと、この施設は、熱を利用して発電をされていると思うんですが、どういふ影響になっているのか、お尋ねいたします。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

成果説明書の10ページの上段に用役費の分の決算中に25年と26年の分を掲載しております。

御指摘のように額が増えております。この分につきましては、消費税の分も当然ございます。これが仮にちょっと推計を、その分は消費税の分がございいます。

それと、もう一つ使用量も増えております。LNGにつきましては、LNG、電気代、両方とも、また物価も上がっております。そういう中でこの額になっております。

電気の使用量が増えているということでございますけれども、この分は、実はごみ発電をする場合には、ごみカロリーと処理量が大きく影響する部分もございまして、ここ2年、ごみカロリーが段階的に少し落ちているというような状況で、買電の分が増えた要因かなと思っております。

LNGにつきましては、処理量も若干増加しているということもございまして、先程も申し上げたとおり、カロリーは昨年と比べて、また、一昨年と比べて落ちているということで、その助燃剤ということでございますので、その分で使用量が上がっているものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

平野議員。

○8番（平野利和君）

その電気代に対する再生可能といいますか、再生可能エネルギーの分の割合をちょっと教えていただけませんか。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

私ども、バイオマス比率という部分で申し上げることがございます。要は、ここで発電している分で、ほとんどはごみでございますので、その分をバイオマスとしてカウントしていくわけですが、この分が確か当組合では46%程度ではなかったかなと思っております。

このバイオマス比率で、逆に言えば、売電のときの単価も変わってくるというふうに理解をしているところです。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

平野議員。

○8番（平野利和君）

これは100%に近くなるようなことはできないんですか。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

この発電設備、7,500kW、1,500kWの5基でございますので、最大で7,500kWの能力を持っております。

今、ほとんど、4基をフル稼働しておりまして、あとは順々に運転をして、当初と比べて、非常に発電の効率というのは上がっておりまして、平成23年あたりから、そういう分では電気の使用量がずっと落ちてきたというようなことございまして、今回は少しごみの処理量も上がっておりますので、その分では、少し上がっておりますけれども、そういう意味ではある程度、発電能力としては発揮していると思っておりますけれども、先ほどから申すとおり、ごみのカロリーですね、搬入するカロリーに、この発電、大きく影響を受けるようございまして、その分で若干今は下がり気味だということでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

くどいようですけれども、あの副産物を運ぶ、例えば、18ページの清掃費に入ると思いますが、そのメタルを100円、工業塩が10円ですか、これを販売するための経費ですね。これは私たちも地元に戻って、地元議会でも報告をしなければなりませんので、44万円を売り上げるために幾ら経費が使われたのかということ、これは毎回出ておりますので、その経費を削減する努力はJFE側とも相談をされたのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

副産物の再資源化管理業務でございます。1,566万円を昨年度支出しております。この分については毎年、その委託先といいますか、そういう再資源化をできる施設については、JFEと協議を行っているということでご

ございます。

過去にも委託先を、より近いほうということで協議したり、変更した部分もでございますけれども、特定に、非常に限られた業務でございます。日本あっちこちでこういうことができる会社がいっぱいあるということではございませんで、非常に狭いニッチの業務でございますので、そういう意味では、なかなかこういう額になっているということでございます。

また、今後もこの分については、努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

44万円を売り上げるために1,565万円使っておると。本当に特殊な品物でございますので。しかし、やっぱりこれも、この施設のうたい文句は最終処分地が要りません。ダイオキシンは出ません。そして、副産物は売れますよと、そういううたい文句やったですね、建設する前は。しかし、44万円売るとに1,565万円も使ったら、これは赤字が上がっておりますので、そういうところもやっぱり市民に本当に説明できるような、こういう努力はしましたよと。だから、このくらい削減できましたということも努力をお互いに、組合も業務委託をされている方も努力をしていただくというのを努めていただきたいと思います。

それと基金積み立てでございます。この財政調整基金を積み立てて、1億6,052万円、私、以前、質問したことがありますけれども、組合の財政調整基金が減ったから何か考えなければならぬんじゃないですかということで、こういう組合で、そういう性格じゃないということも答弁いただいておりますけれども、やっぱり災害なんかで、本当にぼっと起きる、色んな出費があるので、これは必要になってくると思います。

それと、ごみ処理施設建設基金8,000万円ですね、今度されました。これはもう本当、瑕疵担保が15年まで、もう11年目に突入したわけですよ。例えば、延命に使用するにしても、施設を生かしてまたするにしても、新たに作るにしても、莫大な金がかかってくると思います。だから、ここに新たにごみ処理施設基金というのが何年か前から出ましたけれども、これは目的基金でございますので、幾らぐらいまでにその瑕疵担保が終わるまでに、どのくらいを目安にして積み立てていかれようとしておるのか、ちょっとお

尋ねをしたいと思います。

もう今の構成市の市民も議員も、やっぱり心配しているんですね、瑕疵担保15年、もう裁判もある程度のところまで来た。もう判断すべきところではないかと。今の管理者から説明を受けたように1月8日にJFEに行ってきて、協力的なことをもらって、これは本当一安心なんですよ。あと、しかし、基金、いずれにしても、4年ぐらいしか残つたらんと。実質ですよ、もう時間的猶予がないということも確かでございますので、ごみ処理施設建設基金というのを、やっぱり新たにどっかに作らすとかなということ言われておるかかわからんし、いずれにしても、3方式あると思いますけれども、15年の瑕疵担保が終わるまで、大体このくらいを積み立てとかなといかんなと目安を持っておられるのかどうか。

ただ、残っておるのが、そこに組み入れているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

私の方からお答え申し上げたいと思います。

目標というものを今持っているわけではございません。でも、そういう時期が迫ってきているというのは、もう事実でございます、前回もこの建設費に140数億円だったと思いますけれども、そういうこともありますので、それはほとんど起債で、32年度までですけれども、ようやく起債のピークが今過ぎたところでございます。

12億、13億の起債を払いながら、施設を運営しているというのが今の状況でございます。

調査をいたしましたところ、いずれの方式をとっても、起債は借りられるというような、手続は当然必要ですけれども、そういうお話も伺っておりますので、その辺と裁判の結果、今のは一審での判決額が16億ちょっとでございますけれども、これはその限られた数年間の分でございます、あとの和解の部分がどうなっていくのか。

それから、いずれにしても、ここの改造、改修と、3つの方式があると申しましたけれども、それをするのに、どれくらいの経費がかかるのか。そして、一時期は延命をする必要があるのかないのかということも含めまして、毎年のことが過度な負担にならないようなことを考えていくために、この財政調整基金というのは必要だというふうに思いますけれども、今、まだ未確

定な部分が非常に多くて、今後の検討課題になるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

今、管理者が言われたように大事な時期に来ていると思うんですよね。今、どこの構成市も財政的には大変苦しい。決して余裕があるような財政状況じゃありませんので、やっぱりいずれにしても、あと4年後は3方式のいずれかを選択しなければならない。そのときには、莫大というか、大きな経費がかかってくるというふうな構成市、それぞれ管理者、副管理者も、議員それぞれも理解をしていると思います。どうかその時になって大きな負担が来ないように、やっぱりある程度の目安を作って、延命にしろ、確かに以前とすれば、もう能力も発揮できたし、経費も以前よりかからなくなっている。本当に能力発揮はしてきているなど感じているところでございます。以前のように本当に金ばかり食うて、処理もせんという施設じゃなくなってきておりますので、そこら辺も十分理解をしながら、どういった方法が構成市でも一番いいか、市民に決して迷惑をかけず、業務が止まらないように継続するかも大事だと思いますので、どうか大変な時期だと思いますけれども、この基金のほうを、目安を持って取り組んでいただければなと思います。よろしくお願いたします。

○議長（山口隆一郎君）

黒田議員。

○5番（黒田 茂君）

2点お尋ねします。

成果報告書の12ページ、地方債の状況という一覧表があります。今回、上の借入額等の中のたちばな信用金庫さんが償還済となっておりますが、期間が0になっているから、多分これは約定償還だろうと思うんですが、一括して繰り上げたのか約定なのかということと、この借入一覧を見ると、地元の金融機関というのは、たちばなさんだけなんですよね。これは当初からそうだったのかどうかですね。要するに地元の金融機関さんが相手にしなかったのかどうか。最初から地元金融機関は、もうたちばなさんだけでやっていたのか。昔から携わっている方はいらっしやらないからわからないかもしれませんが、今後、先ほどから出ていました新たな施設の、いろんな3つの方

向性を加味して、多額の資金調達とかも考えられますので、そこらについての地元金融機関の関与の度合いというか、そういうところを含めて、なぜ地元金融機関が少ないのかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、もう一点は、審査意見書の中にもちょっと書いてあるんですが、11ページと12ページなんですけど、建物の評価額というのは出されていないですけども、これはこういう特殊物件だから出していないのか、取得価格がわからないのか、あるいは何か法律上、建物についてなんですけど、こういう各評価はしなくていいのかどうかですね。そこら辺についての説明をちょっとお願いいたします。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

12ページの地方債の借入先の御質問でございます。

①借入額の16年の許可分7,500万円が償還済になっております。この分につきましては、元々今残っております資料としては、5年間で償還ということで、お借りをしているような資料がございますけれども、御指摘の分がどちらのほうになるのかというのは、繰り上げ償還をしたのか、元々かというのは、申し訳ございませんが、ここでは確認を今できておりません。

決算の中の財産の分の御指摘で、建物の評価額ということでございます。

通常、公共施設については、具体的に評価を今までは、特に必要があったり、処分したりとか、借地をするとか、そういう部分ではございますけれども、ない。ただ、今、いろんな会計制度の変更といいますか、そういう部分で、よりわかりやすい会計制度にしていこうということで、いろんな改革がなされているようでございます。その分については、国の動向、構成市、そういう分を含めながら、決算のあり方については検討していけるかなと思っておるところでございます。

○議長（山口隆一郎君）

黒田議員。

○5番（黒田 茂君）

もう一点の地元金融機関の関与の状況、今後の資金調達面まで含めて、どう考えられているのか、そのところをお尋ねします。

○議長（山口隆一郎君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

ここも市と同じ地方公共団体の位置づけでございますから、例えば、市が行っています水道とか下水道については、政府債というものが使われます。このほとんどの部分が、たちばな信用金庫と信金中央金庫ですけれども、これも信用金庫の団体でございますので、同じような位置づけだと思えますけれども、政府系の資金を使う場合には、どれにどれだけ充てなさいという起債の許可条件の部分もあります。

この信金中央という市中金融機関、縁故債と呼んでいますけれども、縁故債の部分については、それが政府の資金が当たらない場合に縁故債を使うというのが一般的でございますし、もう借り入れの条件で、ある意味決定づけられる資金もございますし、我々が自由に市中から縁故債という形で資金を調達することはできると。その目的によって異なっているというふうに思っておりますし、例えば、のんのこ温水センターとかは、市中金融機関からの借入ができる施設ではないかなというふうに思います。

近隣を見ていただきますと、多少同じ15年償還で市中金融機関の調達する分が少し高くなるんですけれども、ただ、繰り上げ償還ができるとか、便利的といいますか、利便性もありまして、そういう意味では、どの金融機関を使ったほうがいいと。ただ、この焼却施設本体については、やはり政府系のこの資金を使いなさいと、これは基本的には繰り上げ償還はできませんので、金利は安いんですけれども、そういうふうな制限がかかってくるということでございます。

ですから、その目的に応じまして、適切に金融機関からの調達をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

成果説明書の4ページ、それと同じく成果説明書で10ページの関連でちよっと伺います。

先ほどごみ処理に関連して、使用量、電気、LNG、この2つが、カロリーベースの面で関連性があるということで使用量が増えてきているというお話でした。特に電気、LNGに関しては、年々増えてきているという形。ただ、電気に関しては、24年に非常にV字のような形で、努力されたのか、どういう理由で使用量が減ったのかわかりませんが、8,000まで努力できているわけですね。こういう事実があって、また、こう増えてきてい

るというのは、何か努力が足りなかったのか、カロリーベースの問題だけなのかというところで、ちょっと総括的な考えですけれども、伺いたいです。

4ページのほうでは、やはりごみ量が24年が少なくなっているのも、ここが関連しているのかなとは思いますが、まず、その部分を伺いたいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

LNGの分の推移についてでございます。

御指摘のように4ページ中段のごみ処理量の推移ということで、平成24年度は8万1,800t余りの処理量でございまして、平成26年度は8万4,800tということで増えております。

カロリーにつきましては、平成24年が、平均しますと、1,388kcalでございます。平成26年が、これは我々定例分析の結果ですけれども、1,857kcalということで落ちております。この発電につきましては、処理量も当然大きく影響しますし、カロリーは水分を多く含んでいけば低くなりますし、いずれにしても、その分が発電を抑えるというようなこともございまして、相互にそういう部分で影響しているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

やはり、まず、ごみの総量ですよ。これをどうやって減らすかという部分と、先ほど言われたカロリーをどうやって上げていくかというところでは、例えば、生ごみを減らすというのが一番。コンポストとか、それぞれの市で努力されていると思うんですけども、あとは分別なのか。それぞれの市で、ちょっと形が違うやり方でされていると思うんですけども、そういったところをこの組合側から、もう少し市のほうもこういったところで努力できないかとか、そういったところの助言とか提言ですかね、ここの組合はあくまでも受け入れたのをごみを処理するだけであって、その部分をこう、例えば、水分量をどうにかして減らしましょうというところまでは手が届かないわけじゃないですか。市民の税金で、ここが動いている形になりますので、その点ではやはり各構成市に対して、分別まではなかなかできないかもしれないですけども、やはりそのカロリーベースの部分で、一絞り運動

をしてほしい、生ごみを絞って捨てるようにしてほしいとか、コンポストにもうちょっと力入れてくれとか、そういったところをもっと言うべきじゃないのかなと思うんですけれども、そのあたりはどのような提言というか、組合側からそれぞれの構成市に対しては、それぞれ市長がおられますけれども、何かそういったところで努力をしてもらおうような、そういったことの提言というのはあっているんですか。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

ごみの収集なり、そういう部分のお話だろうと思えますけれども、収集については、御指摘のように構成市それぞれで定着した収集の方法を今、それぞれでとられて、今、一番効率的で、そういう部分も加味しながら、多分されている分がございます。

今回、26年を仕切りとして、ごみ処理の基本計画を策定いたしております、いずれにしても、将来に向けて減量化に取り組んでいきたいということで、将来の推計もマイナスというようなことで計画としては設定をさせていただきます。

この計画の策定に当たりましては、構成市と十分協議しながら策定をしたところでございます。

先ほど御指摘のあった一切り運動ですかね、そういうこともされている構成市もございますし、3切り運動といいまして、使い切り、食べ切り、水切りを行なうと、そういう分もございまして、構成市の課長様とは定期的に会議、お会いする機会がございますので、今後、基本計画を策定したことを受けて、そういう部分についても意見を交換していきたいなというふうに思っているところです。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

お諮りいたします。議案第10号はこれを認定することに御異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は認定することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て終了しました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議なしと認めます。これをもって平成27年第4回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会します。議員各位の御協力によりスムーズに議事を進行することができました。議長からお礼を申し上げ、閉会の挨拶といたします。どうもお疲れさまでございました。

（午後0時32分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議長

山口隆一郎

署名議員

村川喜信

署名議員

上田篤